解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

鹿児島県鹿児島市小松原二丁目一三番二六号

ヤマトプロテック南九州株式会社

代表清算人　吉田　公幸

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

熊本県熊本市中央区九品寺四丁目六番四号

熊本県建設業厚生年金基金

代表清算人　橋口　光徳

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月十七日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

熊本県熊本市中央区京町二丁目一四番二五号

熊本市田井島南土地区画整理組合

清算人　原田　信輔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

鹿児島県鹿屋市吾平町上名七三七二番地一

医療法人市来医院

清算人　牧口　節子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月二日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

北海道函館市鍛冶二丁目二五番三号

医療法人社団こどもクリニック

清算人　安田　清美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月三十日付茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

茨城県結城市結城一四四七

結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合

代表清算人　廣江　昭夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年二月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年四月一日石川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

石川県金沢市材木町一三番三〇号

学校法人桜華幼稚園

清算人　三好　保夫

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十七年三月三十一日目的たる業務の成功の不能により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

京都府福知山市大江町河守一八〇番地

医療法人財団新大江病院

清算人　新宮　七郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

兵庫県西脇市郷瀬町六〇五番地　西脇市都市整備部用地地籍課内

西脇市高田井土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　幸夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日岩手県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

岩手県奥州市水沢区字東町三八番地

学校法人見真学園

清算人　山折　睦子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月十三日石巻市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

宮城県石巻市わかば三丁目一二番地一五

石巻市蛇田北部土地区画整理組合

代表清算人　西條　文雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月三十一日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

千葉県富津市下飯野一三五三番地一

富津市山王土地区画整理組合

清算人代表　小柴　裕一

解散公告（第三回）

広瀬土地改良区は、平成二十七年三月十九日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人広瀬土地改良区

清算人代表　杉山　英雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月二十五日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十七日

大分県玖珠郡九重町大字粟野八七八番地

田中生産森林組合

清算人　菅家　行敏

配当公告

香川県高松市朝日町三丁目二番一号

破産者　吉田樹脂化学株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十四年（フ）第一〇三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、二〇三、一五四、四〇四円

一、配当することのできる金額

（内優先債権金六、二九八、〇八八円）

金八五、七三三、九六二円

（内優先債権金六、二九八、〇八八円）

平成二十七年四月二十七日

香川県高松市紺屋町五番地五紺屋町５ビル四階

破産管財人　堀内　克則

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十七年三月十九日神戸地方法務局において設立登記を完了し、社会福祉法人十五社の会が発足しましたのでお知らせいたします。

平成二十七年四月二十七日

神戸市北区八多町下小名田字馬場北通三二〇番一一

社会福祉法人十五社の会

理事長　梶谷　忠修